

## 南部町の給与・定員管理等について

### 1. 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

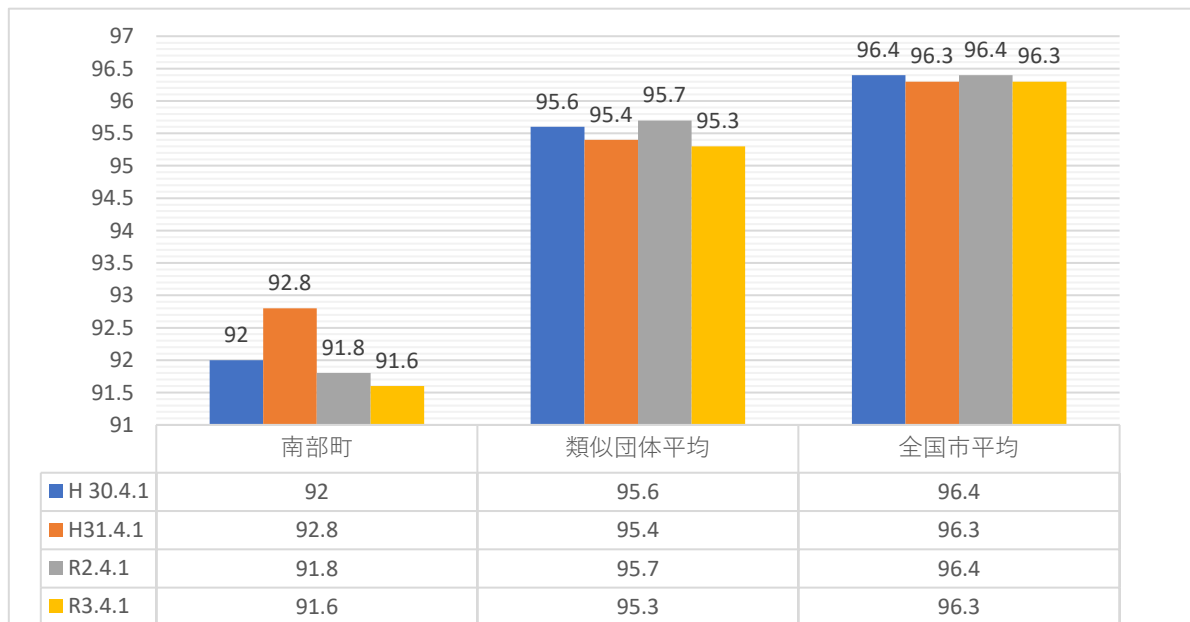
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
	人	千円	千円	千円	%
3年度	10,503	8,278,156	365,670	1,288,879	15.57

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	125	395,691	53,982	154,799	604,472	4,836

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は令和3年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費、職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））  
 会計年度任用職員を含まない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。□ 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(減給保証)を実施。他の給与表については一般行政職給与表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2) 地域手当の見直し

地域手当については国基準の0%にあわせて支給なし。

(5) 特記事項

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南部町	44.4 歳	305,000 円	375,700 円
鳥取県	43.5 歳	320,652 円	391,723 円
国	43 歳	325,827 円	— 円
類似団体	41.4 歳	300,680 円	348,369 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	南部町	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	180,700 円	186,400 円	180,700 円
	短大卒	161,300 円	— 円	161,300 円
	高校卒	150,600 円	152,000 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

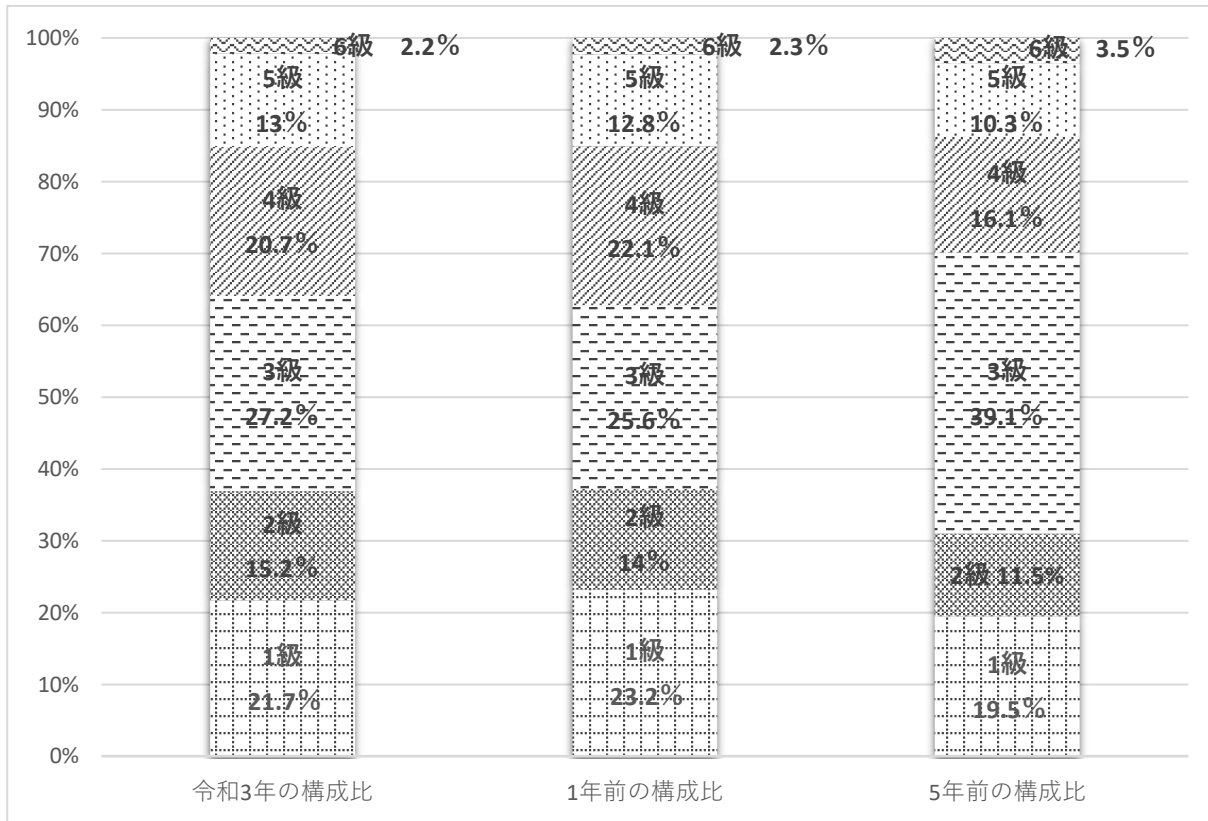
区分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年~20年	20年~25年	25年~30年	30年~35年
一般行政職	大学卒	263,829 円	331,080 円	373,340 円	395,840 円
	高校卒	—	325,700 円	334,829 円	353,950 円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な業務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事、技師補、技師、栄養士または管理栄養士の職務	20人	21.7%	144,100円	247,600円
2級	主任、主任技師、主任栄養士または主任管理栄養士の職務	14人	15.2%	194,000円	304,200円
3級	主幹、主幹技師、主幹栄養士または主幹管理栄養士の職務	25人	27.2%	230,000円	350,000円
4級	課長補佐、局長補佐、所長補佐、室長、館長、所長、指導主事または主査の職務	19人	20.7%	263,000円	381,000円
5級	1 会計管理者の職務 2 福祉事務所の職務 3 課長、専門員、防災監、教育次長、統括館長、統括所長、事務局長または参事の職務	12人	13%	288,900円	393,000円
6級	1 会計管理者の職務 2 福祉事務所長の職務 3 総務課長または教育次長の職務 4 防災監または企画監の職務 5 特に困難な業務を処理する課長または専門員の職務	2人	2.2%	319,200円	410,200円

- (注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 一般行政職には公営企業会計の職員、保育士、保健師、税務担当職員は含みません。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施、活用した					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施、活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（一般行政職）

南部町		鳥取県		国	
1人当たり平均支給額（令和3年度）		1人当たり平均支給額（令和3年度）		—	
1,388 千円		1,450 千円			
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.43 月分	1.57 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.31) 月分	(0.79) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
		・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している成績率	(支給可能な 成績率)	(支給実績が ある成績率)	(支給可能な 成績率)	(支給実績が ある成績率)	
	-10% から +15%	+10%	-10% から +15%	-10% から +10%	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在 一般行政職）

南部町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2~45%加算）			定年前早期退職特例措置（2~45%加算）		
1人当たり平均支給額	6,694 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当 (普通会計)

支給実績(令和3年度決算)	18,889 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	151 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (普通会計)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	
扶養手当	配偶者	月額 6,500円	同じ	9,516	272
	配偶者以外の扶養親族	月額 6,500円			
	配偶者のない職員の扶養				
	親族の内1人目まで(子)	月額 10,000円			
	" (父母等)	月額 6,500円			
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	1人につき 月額5,000円加算		千円	千円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている職員に対して、家賃に応じて月額28,000円を限度に支給	同じ	3,822 千円	294 千円	
通勤手当	交通機関利用者：運賃の額に応じて月額55,000円を限度に支給 自動車等使用者：通勤距離に応じ2,000~31,600円	同じ	6,503 千円	67 千円	
管理職手当	管理職の職務にある職員に支給		同じ	12,192	321
	総務課長	50,000円			
	会計管理者・課長・所長・局長・防災監・企画監・参事・教育次長	30,000円			
	統括園長または園長 統括館長または統括所長	28,000円			
	課長補佐・所長補佐・室長・主査 園長補佐・局長補佐	23,000円		千円	千円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給		同じ	3,060	139
	平日0時~6時	6,000円			
	休日6時間まで	8,000円			
	休日6時間以上	12,000円			
			千円	千円	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の普通会計職員数である。

5. 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	810,000		円
	副町長	648,000		円
報酬	議長	316,000		円
	副議長	235,000		円
	議員	221,000		円
期末手当	町長	(令和3年度支給割合)	3.35	月分
	副町長		3.35	月分
	議長		3.35	月分
	副議長	(令和3年度支給割合)	3.35	月分
	議員		3.35	月分
退職手当		(算出方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×500/100	16,200,000円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×280/100	7,257,600円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和2年		
一般行政	一般行政関係	105	104	-1	
特別行政	教育部門	13	12	-1	
【 合計 】		118	116	0	

(注) 1 職員数は普通会計に属する職員数である。

(2) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
		一般行政	98	101	102	104	
教育		13	13	12	12	13	0.0 (%)
普通会計	総合計	111	114	114	116	118	5.9 (%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

